

番号	(1) ①
項目	<p>人権教育・同和教育の更なる充実と、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「LGBT 理解増進法」の具現化のため、以下の項目について回答されたい。</p> <p>各学校園が作成した「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」において、昨年度に実践された部落問題をはじめとする人権課題ごとの取り組みの評価を明らかにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>教育委員会では、同和教育をはじめとする人権教育の推進にこれまで努めてまいりました。その間、個別的人権課題も多様化し、法務省が示す主な人権課題は17にまで及んでいます。現実の社会では、いじめや虐待等によって子どもの命が奪われたり、インターネット上に個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長するような投稿がされたりすることがあります。また、DVやハラスメント、感染症に罹患したことや障がいがあることを理由とする偏見や差別、ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別、いわゆるヘイトスピーチを含む外国人に対する差別、部落差別（同和問題）なども依然として存在しています。</p> <p>主な人権課題として学校園で取り組んでいる実績としましては、「障がいのある人」92.7%、「外国人」83.1%、「こども」68.5%、「インターネットによる人権侵害」82.6%、「在日韓国・朝鮮人」62.0%、「LGBT」64.2%、「高齢者」50.1%、「同和問題」39.4%となります。それ以外にも、法務省が示す主な人権課題に取り組んでいますが、現状人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっています。</p> <p>教育委員会としましては、本市を取り巻く人権課題の克服に向け、今後も引き続き人権教育・啓発にかかる施策を推進してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128

番号	(1) ②
項目	<p>人権教育・同和教育の更なる充実と、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「LGBT 理解増進法」の具現化のため、以下の項目について回答されたい。</p> <p>教育現場で発生した障がい者差別、外国人差別、部落差別、LGBT 差別などの差別事象の件数と内容を明らかにし、差別事象を分析・教訓化して、今後の人権教育・啓発推進に活かすこと。また、差別事象は氷山の一角である認識のもと、すべての学校園で差別事象を把握できる仕組みを改めて検討すること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>学校からは、今年度4月から12月末時点で10件の差別事象報告を受けております。内訳は、外国につながる児童生徒への差別が7件、障がい者に対する差別が3件となっております。内容は差別発言や侮辱行為で、個々のもつ多様な属性や特性に対しての偏見や、外国につながる相手が日々抱えている不安な気持ちを想像できないまま発言した事象です。</p> <p>人権教育の推進には、教育委員会が各学校園における人権教育を推進するうえでの課題を集約し、実態に応じた方針をもって対応をすることが重要であると考えております。</p> <p>学校において部落差別等の差別事象が起きた場合には、事実関係の正確な把握等の初期対応、関係機関への報告・連絡、関係する児童生徒及び保護者の心のケアや指導等、平成24年9月作成の「人権教育をすすめるために」(学校園における人権教育推進のための事例集)(令和6年9月25日一部「差別事象・人権侵害事象を発見・確認したときの流れ」を改訂し、具体的な対応などを追記)に従って、対応を進めることとしています。</p> <p>差別事象の聞き取りに際しては、行為者の心理状態に十分配慮し、最も話しやすい教職員がいる場合は関係者として参加させ、必ず複数の教職員で行うことに留意するよう示しています。</p> <p>また、教職員の姿勢として、児童生徒に聞き取る際には、児童生徒の気持ちに寄り添うことを基本姿勢とし、聞き取り内容を踏まえて、児童生徒の誤った認識を正すとともに、その事象に至った背景を分析し、学校の教育課題を見出すことが必要であることを示しています。</p> <p>学校からの報告を受けた際は、教育委員会より改めてこれらの対応について、管理職に指示し、全教職員での共通理解、事実の詳細な確認と背景要因の分析を行うなど大阪市の人権教育・啓発推進に活かしております。また、校内の人権教育の取組に関しては、再度見直しを図り、研修や新たな実践の構築等を促したり、必要に応じ、教育委員会として学校訪問を行い、取組の助言や関係機関との連携を行ったりするなどの対応を実施しております。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(人権・国際理解教育) 電話 : 06-6208-8128

番号	(1) ③
項目	<p>人権教育・同和教育の更なる充実と、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「LGBT 理解増進法」の具現化のため、以下の項目について回答されたい。</p> <p>先の参議院選挙以降の排外主義的な主張の広がりへの懸念を踏まえ、外国にルーツがある児童・生徒へのケアと人権教育を強化すること。また、学校現場でのヘイトスピーチに対応できるマニュアルを作成し、全学校園での研修を進めること。学校周辺におけるヘイトスピーチが子どもたちに与える深刻な影響をふまえ、学校と地域等が連携する学校協議会において注意喚起やマイクロ・アグレッションをはじめ人権研修に取り組むこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>学校協議会は、大阪市立学校活性化条例に基づき、保護者や地域住民などの学校運営への参加を促進すること及び保護者や地域住民の意向を学校運営に反映することを目的として、すべての学校園に設置する組織であり、その所掌事務は、①運営に関する計画の作成に当たり、校長に意見を述べること、②学校関係者評価を実施すること、③当該学校における教育活動を支援する取組に関すること、④教員の授業その他の教育活動に係る保護者等の意見に関する協議を行い、児童等に対する指導が不適切である教員に対し校長が講ずべき措置等について、校長に意見を述べること、⑤校長の求めに応じ、当該学校の運営に関し意見を述べること、⑥その他教育委員会規則で定める事項について、校長に意見を述べることです。</p> <p>令和2年度より外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業を実施し、日本語指導の保障、母語・母文化の保障、多文化共生教育の推進に取り組んでおります。また、令和3年度に「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～多文化共生～」を作成し、冊子の配付や教職員ポータルサイトに掲載するなど各学校園において活用できるようにいたしました。</p> <p>学校現場でのヘイトスピーチが発生した場合、まずは子どもと教職員の安全を確保し、行為者を特定するための記録、地域や関係諸機関への連絡が必要となります。各校で作成されている「学校安全管理マニュアル」に基づく職員体制の確立が必須となります。</p> <p>大阪市教育委員会事務局では、令和6年9月25日付け事務連絡「人権教育をすすめるために（学校園における人権教育推進のための事例集）平成24年9月」により、「差別事象・人権侵害事象を発見・確認したときの対応の流れ」を改訂いたしました。</p> <p>総合教育センターといたしましては、「人権教育をすすめるために」（学校園における人権教育推進のための事例集）について、各区で実施している人権教育担当者研修で情報共有し、代表理事校長から、小学校では区の校長会、中学校ではブロックの校長会において周知するよう努めております。</p> <p>今年度は、幼稚園教職員人権教育研修と教職員地域研修において、「マイクロアグレッション」をテーマとした研修を実施しており、今後も、教職員一人一人の人権感覚を高め、人権課題に</p>	

的確に対応できる指導力、日常のすべての教育活動における実践的指導力の向上を図るため、具体的な相談も含めた形態の研修の機会を構築していくよう努めてまいります。

担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8128
	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7471
	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（業務調整） 電話：06-6208-9181

番号	(1) ④
項目	<p>人権教育・同和教育の更なる充実と、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「LGBT 理解増進法」の具現化のため、以下の項目について回答されたい。</p> <p>人権教育は学校運営の根幹であることから、学校協議会が運営及びそのために必要な支援に関する基本的事項の中に「人権教育の推進」「こどもの権利」が含まれているのかどうかを明らかにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>学校協議会は、大阪市立学校活性化条例に基づき、保護者や地域住民などの学校運営への参加を促進すること及び保護者や地域住民の意向を学校運営に反映することを目的として、すべての学校園に設置する組織であり、その所掌事務は、①運営に関する計画の作成に当たり、校長に意見を述べること、②学校関係者評価を実施すること、③当該学校における教育活動を支援する取組に関すること、④教員の授業その他の教育活動に係る保護者等の意見に関する協議を行い、児童等に対する指導が不適切である教員に対し校長が講ずべき措置等について、校長に意見を述べること、⑤校長の求めに応じ、当該学校の運営に関し意見を述べること、⑥その他教育委員会規則で定める事項について、校長に意見を述べることです。</p> <p>人権教育は、教科・領域に位置づけられたものではなく、学校の教育活動全体を通じて行っていく教育です。教職員一人一人がその必要性や理念を理解し、様々な教科・領域との関連を図りながら、学校全体で共通理解を図って組織的に行っていく必要があります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8128</p> <p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（業務調整） 電話：06-6208-9181</p>

番号	(1) ⑤
項目	<p>人権教育・同和教育の更なる充実と、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「LGBT 理解増進法」の具現化のため、以下の項目について回答されたい。</p> <p>障害者差別解消推進法を具現化するため、「障がいによる障壁の原因は社会の側にある」とした「社会モデル（人権モデル）」学習に全校で取り組み、その実践を示すとともに広く周知すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>令和6年度末の各学校園の「学校園における人権教育・啓発推進計画」実施計画（年度末評価）において、個別的な人権課題に対する取組について、「障がい者問題」に取り組んでいるという学校は92.7%となっております。</p> <p>障害者差別解消法は「社会モデル」の考え方を取り入れていることから、社会モデルや障がいや障がいのある人に対する理解を一人一人が深めていくことが、障がいを理由とする差別をなくすことにつながると認識しております。</p> <p>教育委員会としましては、障害者差別解消法を具現化するためにも、各校での取組がより進むよう、学校園での取組の実態把握や学校への指導助言に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8128

番号	(2)
項目	<p>地域行事への参加が教員の多忙化の主たる原因と受け止められるようなチラシを作成・配布したことは、地域に混乱を招き、連携の重要性に対する認識の欠如と誤解を生んだ。働き方改革は本来、「教師のこれまでの働き方を見直し、自らの資質を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすること」を目的とする。また、地域には学校では見せない子どもたちの顔があり、「子どもの権利を主体とした」教育を実現するためには、学校と地域の連携が不可欠である。こうした認識の上で、多忙化を解消すると同時に、地域との連携強化を両立させるための方針の再構築を検討すること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市におきましては、学校教育を支援する取組や教育コミュニティづくりにつながる活動、学校と地域をつなぐ情報の収集・発信など、さまざまな取組を学校と地域が連携して進めております。教育に関わる課題に学校・家庭・地域が役割分担して取り組む体制を築くことは、学校の負担軽減につながるものと考えております。</p> <p>教員の働き方改革を進めるにあたっては、学校と地域の連携の重要性は変わるものではなく、地域の皆さまのご理解とご協力を得ながら取組を進めてきたところです。</p> <p>今後とも、地域の皆さまにも学校園と一緒にアイデアを出していただきながら、教員の負担を少しでも軽減し、より働きやすい職場となるように取り組んでまいります。</p> <p>「大阪市人権行政推進計画」「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」(平成30年度改訂)に示しておりますとおり、子どもの「生き抜く力」の育成をめざして、学校・家庭・地域社会が連携・協力して総合的な教育力を発揮し、地域社会の中で子どもを育てるという「教育コミュニティ」づくりは、非常に重要なことと考えております。</p>
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 (業務調整) 電話：06-6208-9181</p> <p>教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 電話：06-6539-3347</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9132</p> <p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 (人権・国際理解教育) 電話：06-6208-8128</p>

番号	(3)
項目	<p>国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）」について、大阪市の見解を明らかにすること。また、その具現化をするため、大阪市としてどのような人権教育・啓発施策を2026年度以降に講じるのか、その具体的な取り組みとロードマップを速やかに公表されたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>「人権教育・啓発に関する基本計画」は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定されたものです。第一次計画の策定以降、社会や経済を取り巻く情勢が大きく変化したこともあいまって、各人権課題における問題状況が複雑化するなど変化したほか、社会における人権意識の高まりとともに新たに生起又は顕在化した人権課題も存在しています。</p> <p>教育委員会では、令和8年度より大阪市教育振興基本計画が後期計画となります。基本的な方向2-3 人権を尊重する教育の推進において、人権尊重の教育を基本に様々な人権課題に取り組を進めることができるように環境を整備します</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128

番号	(4)
項目	インターネット上の差別・人権侵害について、差別事象として把握につとめ、「情報流通プラットフォーム対処法」の施行をふまえた対応（差別事象対応マニュアル等）を検討すること。また、子どもたちを被害者にも加害者にもさせない、人権の視点に立った情報リテラシー教育を進めること。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会といたしましては、「令和6年度 パソコンや携帯電話・スマートフォン等に関するアンケート調査」を、本市の小学6年生、中学2年生を対象に実施しました。</p> <p>調査質問「スマートフォンを所持している児童生徒」において、「自分専用のスマートフォンを持っている」と回答した割合は、小学6年生74.4%(R5 74.3%)、中学2年生93.4%(R5 93.0%)となり、小学校のうちからスマートフォンを多く使用している状況が継続していることがわかりました。</p> <p>また、「学校から帰って一番長くすること」について、「インターネット」と回答した割合は、小学6年生 53.4% (R5 52.0%)、中学2年生 78.1% (R5 76.3%) でした。このような現状から本市として、インターネットに関わる情報モラル教育を小学校から進めているところです。</p> <p>各校においては、外部講師による情報モラル教室の実施を推進するとともに、保護者に向けてスマートフォン・携帯電話（以下、「スマホ等」という）の使用について子どもと一緒に話し合うことの重要性を啓発することに加え、児童生徒が主体的にスマホ等の使い方を学ぶ機会を設けるために、令和2年度より「大阪市スマホサミット」を開催してまいりましたが、令和7年度より、スマホ、インターネットの使い方にとどまらず、児童生徒自身がいじめの未然防止や人間関係のあり方についても主体的に考えることが重要であることから、サミットの名称を「大阪市ミライサミット」へと変更し、今年度は「SNSのいじめを防ぐには」をテーマとして開催したところです。</p> <p>インターネット上の部落差別をはじめとする差別・人権侵害を防止する「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が令和4年4月に制定され、その取組として大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」が令和5年11月に開設されたことを受け、今年度は大阪市内小中学校の全児童生徒に対して、啓発物（カード）を配布しております。</p> <p>インターネット上に差別的な表現が掲載されたり、正しい情報が差別的表現を使って改ざんされたりするなど悪質な書き込みが後を絶ちません。インターネット上で差別的表現や人権侵害事象が頻発している状況からも、児童生徒が容易にその情報に触れることが考えられます。</p> <p>学校園における「人権教育・啓発推進計画」実施計画においても、インターネットによる人権侵害について取組を進めている学校も多く、情報源や情報の確かさを検証・解釈する力、必要な情報を取捨選択する力などの育成にも取り組んでいます。</p>	

今後も引き続き、児童生徒のインターネットの利用状況についての実態把握を行いながら、「情報流通プラットフォーム対処法」をはじめ、インターネットの使用に関する法律への理解促進も含めた情報モラル教育の充実及び保護者への啓発など、子どもたちを被害者にも加害者にもさせないよう、人権の視点を踏まえたインターネットの適切な使用にかかる取組の推進に努めてまいります。

担当

教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（生活指導） 電話：06-6208-9174  
教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128

番号	(5)
項目	文科省・厚生労働省・法務省による「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について(通知)」をふまえて、学校現場の実践を把握し示すこと。把握・分析した実践状況の中から、教育委員会として事例集としてまとめ、学校現場に示すこと。
<p>(回答)</p> <p>令和6年度末の各学校園の「学校園における人権教育・啓発推進計画」実施計画(年度末評価)において、個別的な人権課題に対する取組について、「ハンセン病回復者」に取り組んでいるという学校は5.8%となっております。</p> <p>ハンセン病回復者及びその家族に対する偏見や差別意識の解消に向けて、啓発活動を推進していく必要があると認識しており、各学校園において啓発資料の適切な活用を図りながら、ハンセン病に対する正しい理解や差別解消に向けた取組を進めていくよう努めております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(人権・国際理解教育) 電話:06-6208-8128

番号	(6)
項目	市人教・市外教・教地推が開催する人権研修や講演会への参加に対し、管理職による教職員への積極的な推奨や環境整備を指導した内容について示すこと。また各地区同推協活動への参加を、学校の人権教育推進計画および地域連携活動の一環として明確に位置づけること。
<p>(回答)</p> <p>教職員が教職員地域研修推進委員会主催の研修をはじめ、様々な研修に参加しやすいようにするためには、校園長の理解と支援、組織的な支援が必要となります。これらを踏まえ、各種研修会や講演会等については、ポスターや事務連絡等で開催を周知するなど、管理職が積極的に呼びかけやすい体制を作っております。</p> <p>また、教職員地域研修におきましては、オンデマンド形式として一部実施するなど、参加しやすい環境づくりにも努めております。</p> <p>各地区の同和教育推進協議会（以下、「同推協」）では、同和問題（部落差別）を解決するために、同和教育を推進することが必要であるとの認識のもと、地域住民ならびに関係機関・団体が相互に有機的な連携を図りつつ、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざした教育を推進するために、同和教育に関する調査研究と研修の充実を図ってこられました。各地区の同推協組織のこれまでの取組は、人権教育・啓発の推進にあたり、大きな成果を残してきたものと認識しております。教育委員会事務局としましても、これらの活動の実践と成果を、今後の活動への継承・発展に生かしていくことは極めて大切なことであると認識しており、今後も近隣の学校に対して働きかけを行ってまいります。</p>	
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7471 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128

番号	(7)
項目	<p>大阪府教育委員会が求める人権教育主担の役割を示し、適切な人材を配置すること。校内で人権・同和教育を推進するため、人権主担者が取り組むうえでの課題を整理し、人権学習のカリキュラム編成、教材づくりの時間確保など、業務環境を整えるための実態把握を行うこと。また、中心的な役割を果たすことから、経験の豊かな教員を登用すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>人権教育は、一担当だけが担っているわけではなく、教職員一人ひとりが担うものであるというのを再度認識のうえ、正しい知識・理解・感性をもって、一丸となって同和問題（部落差別）をはじめ、あらゆる人権課題の解決をめざし、推進していくことが必要です。</p> <p>人権教育主担は、校長の指導助言のもと、人権を尊重する教育の推進に向けて要となる役割を担っています。主な役割として、人権尊重の理念に基づき、『『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画』の立案への参画や、「人権を侵害する事象」の対応等にもあたっています。さらに、各学校園では校務分掌に位置づけられ、全教職員に働きかけ、協力して人権教育の推進に努めております。</p> <p>人権教育主担者が中心となって、校内における人権教育を推進するためには、校長の理解と支援、人権教育部会などの組織的な支援が必要です。そのために、例年各学校園の管理職を対象とした人権教育研修において、指導部よりそれらの重要性について説明を行っております。</p> <p>毎年、総合教育センター主催で人権教育主担者研修を年度当初に実施しており、人権・同和教育を推進するにあたり、職責や職務等を伝え、人権・同和教育のさらなる深化・充実に努めるようにしております。</p> <p>また、今年度より、「人権教育主担の役割について」をテーマとした動画を作成し、実務内容を整理することで、人権教育主担の役割を明確にし、人権教育の更なる推進に努めております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128  教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7471</p>

番号	(8)
項目	<p>国連教育科学文化機関（UNESCO）の「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に沿った「包括的な性教育」を人権教育の観点からも推進すること。推進に向けて、管理職・教職員の研修を充実させ、人権教育主担と養護教諭が連携し取り組むこと。低年齢化とデジタル化した性的問題の実態把握・分析に基づき、包括的な性教育に取り組むこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>ユネスコは国連の教育専門機関であり、教育におけるグローバルおよび地域のリーダーシップを提供し、国家教育システムを強化し、現代のグローバルな課題に対応しています。</p> <p>包括的なセクシュアリティ教育は、セクシュアリティの認知的、感情的、身体的および社会的側面について教育・学習するカリキュラムに基づいたプロセスです。子どもが知識・判断力・態度・価値観を身に着けることをめざし、健康、幸福と尊厳を理解し、お互いが尊重できる社会的・性的な人間関係を築き、生涯を通じて自身の権利を守ることを理解することができるようになります。</p> <p>人権教育の観点からも、包括的なセクシュアリティ教育は子どもの権利、全ての人々が健康である権利、平等に情報を得られることと差別がないといったことを含む普遍的な人権を理解するように働きかけます。人権を理解して働きかけを行うことで、子どもの意識を高め、自身の権利について知り、他人の権利を尊重し、権利を侵害された場合にはそれを擁護するなどといったことができるようになります。</p> <p>人権教育の推進には、多様な組織や団体との協力が必要です。これらの関係機関と連携しながら人権教育のプログラムを開催するなど、各校において総合的な取組が進むよう支援してまいります。</p> <p>総合教育センターでは、令和3年度より、管理職を含めた全教員対象の人権教育研修を必修としてオンデマンドにより実施しております。今年度は、研修内容の1つとして文部科学省「生命の安全教育」や「人権教育アーカイブ」を紹介しております。</p> <p>また、教職員地域研修におきましては、人権教育の観点から「生命の安全教育」を考える研修、養護教員研修におきましては、「ジェンダー・セクシュアリティ」をテーマとした研修を実施し、各校園において総合的な取組が進むよう支援しております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128  教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7471</p>

番号	(9)
項目	<p>女性差別撤廃条約や男女共同参画計画を踏まえ、学校における子どもの頃からの小・中学校におけるジェンダー平等教育の具体的な実践を示すこと。その実践の共有化、そして「大阪市男女平等教育基本方針（仮称）」を策定すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>男女共同参画社会にかかわって、本市では早くから「大阪市男女共同参画推進条例」を制定しており、令和3年、国の第5次男女共同参画基本計画の策定を受け、「大阪市男女共同参画基本計画－第3次男女きらめき計画（以下「きらめき計画」）」を策定しています。</p> <p>これを受けて、学校教育の分野では、「大阪市教育振興基本計画」に基づき、毎年「きらめき計画」に関する教育分野での事業評価を行っています。そこでは、「学校における教育活動全体を通して、積極的かつ具体的なジェンダー平等教育の推進に努めるとともに、学校生活のあらゆる面について、不合理な点はないか慣行等を見直し、問題を解決していく力の育成を図る」とされ、個別的な人権課題の「女性」を計画的に取りあげて実践することを示しています。</p> <p>学校現場では、ジェンダー平等が実現された場と考えられがちですが、実際には、様々な場面において、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在している可能性があることを念頭におく必要があります。教職員がこれらの意識や思い込みに気づき、学校運営や学級経営に生かすことができるよう教職員研修を充実させるとともに、今後も、個別的な人権課題の「女性」を計画的に取りあげて実践することを各校に働きかけることで、こどもたちが、個々それぞれのアイデンティティを形成するとともに、相互に認め合う人権感覚を身につけ、「女性」にかかわる人権問題の解決にも向かう態度の育成をめざし、教育の充実を図ってまいりたいと考えています。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128</p>

番号	(10)
項目	<p>民間の中学生向けオンライン講座での「水俣病は遺伝する」という誤った記述の教材使用問題に対し、大阪市として見解を示すこと。大阪市習い事・塾代助成事業の登録事業者の有無と受講生徒の実態を示すこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>誤った記述の教材を使用することは、学びの場において不正確な知識を広めることとなり、子どもたちに誤った理解を植え付けることとなります。</p> <p>教育委員会として、「人権教育基本方針」に基づき、人間尊重の教育を基盤として、人権教育の深化・充実に努めてきました。しかし今日もなお、差別や偏見、人権課題があり、今後も一層、人間尊重の精神に徹した総合的・体系的な人権教育を推進する必要があります</p> <p>当該事業者は、大阪市習い事・塾代助成事業（以下、「塾代助成」という）の参画事業者であり、令和7年5月に塾代助成を使って当該事業者が提供するサービスを受けた利用者は約800人です。なお、事案のオンライン講座については、無料のサービスであり、塾代助成の対象外の講座です。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8128          こども青少年局 企画部 青少年課（こども育成事業グループ） 電話：06-6684-9461</p>

番号	(11)
項目	<p>大阪市教育行政が進めるグローバル化が進む国際社会において力強く生き抜くことができる人の育成、そして「ビジネスと人権」「人権デュー・ディリジェンス」が国の基本計画（第2次）に明記されていることを踏まえ、登録事業者の選定について教育委員会の見解と姿勢を示すこと。また教育委員会が関わる事業者（サプライチェーン）への人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンスを浸透させること。</p>
<p>(回答)</p> <p>人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）に「ビジネスと人権」について、人権尊重の責任を果たしていく各企業において、「人権の普遍性」を含め、「人権とは何か」ということへの認識が深まるとともに、各企業に期待されている企業活動における人権尊重の取組の促進が図られるような人権教育・啓発を実施することが求められると記載されています。</p> <p>本市の登録事業者の選定につきましては、大阪市契約管理規則の規定に基づき、委託契約を締結しております。</p> <p>人権教育を推進していくことは、個人がより幸せに生きることや社会の発展にも不可欠な要素です。グローバル化が進む現代社会では、異なる文化やバックグラウンドを持つ人々と協力し、コミュニケーションを図り、新たな価値観を生む能力が求められます。学校教育において人権教育を推進することが、異文化理解や共生のスキルを育むなど、グローバル時代の担い手を育てるため、また社会全体の人権意識を高めるためにも、たいへん重要であると考えています。そのためにも、教職員の人権意識を高め、差別を許さず、包括的で公正な社会を築くための取組を今後も推進してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128

番号	(12) ①
項目	<p>人権感覚に富んだ教職員や管理職を採用し育成することは喫緊の課題であることから、以下の項目について回答されたい。</p> <p>大阪府や堺市などの教職員採用における例にならい、大阪市としても求める人物像に「人権」を明記すること。あえて「人権」を明記しない場合は、その理由を示されたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪府教育委員会の求める人物像につきましては、「大阪府教育振興基本計画」において、最重要目標として掲げる「子どもが安心して成長できる安全な社会の実現」や、「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上」、「ICTを活用した教育の推進」に貢献できる教員としております。</p> <p>また、同計画の中では、「子どもが安心して成長できる安全な社会の実現」の施策として、「人権を尊重する教育の推進」を掲げており、教員採用試験においても、本施策を理解し、人権課題に対する正しい認識を持った人材の確保に努めております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9123</p>

番号	(12) ②
項目	<p>人権感覚に富んだ教職員や管理職を採用し育成することは喫緊の課題であることから、以下の項目について回答されたい。</p> <p>教員採用試験の倍率が低い問題（小学校1．5倍、中学校2．2倍）に対し、改善のための更なる取り組みを求める。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける、倍率の改善に対する取り組みにつきましては、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9123</p>

番号	(12) ③	
項目	<p>人権感覚に富んだ教職員や管理職を採用し育成することは喫緊の課題であることから、以下の項目について回答されたい。</p> <p>管理職（民間人校長・再任用も含む）の採用にあたっては、人権感覚のある人物を採用すること。また、管理職の人権意識・人権感覚を高めるための研修内容について明らかにすること。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>管理職の任用にあたっては、大阪市教育振興基本計画に基づいた学校運営が担える人材であることを求める人物像のひとつとしております。大阪市教育振興基本計画の人権を尊重する教育の推進において、教職員が人権尊重の理念を正しく理解し、豊かな人権感覚を醸成し、実践的な指導力を向上させることを掲げております。同主旨を理解し、これらの達成に向け本市が推進する教育施策を実現できる管理職の任用に努めております。</p> <p>総合教育センターでは、令和3年度より、管理職を含めた全教員対象の人権教育研修を必修としてオンデマンドにより実施しております。この研修では、校園内研修の手引きも示し、教職員間で共有できるようにしております。</p> <p>また、教頭・副校長・幼稚園主任研修では、地域ごとの人権課題について学べるよう、教職員地域研修を必修で受講するようしており、加えて、新任副校長・教頭・幼稚園主任研修では、「人権教育の現状と課題」について、オンデマンドにより研修を行っております。</p> <p>各区で複数回実施している人権教育主催者研修で共有した課題につきましては、代表理事校長から、小学校では区の校長会、中学校ではブロックの校長会において周知するよう努めております。</p> <p>今後も、人権課題に対する正しい理解と認識を深め、各校園で豊かな人権意識が醸成されるよう管理職研修の企画・運営に努めてまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当</p> <p>教育委員会 総合教育センター 教育振興担当</p>	<p>電話：06-6208-9123</p> <p>電話：06-6718-7471</p>

番号	(13)	
項目	「リバティおおさか」が所蔵する資料、展示品を活用した人権学習、人権研修の場を教育委員会として研究すること。	
<p>(回答)</p> <p>新任教員研修4【人権教育の推進】におきまして、「リバティおおさか」は、所蔵品や発行された施設見学シートなどの資料を活用する見学研修の会場として活用してまいりました。休館後は会場を総合教育センターに変更しましたが、設立趣意書にもある「広く人権意識の啓発の場」となるよう、先入観や偏見が差別につながることなど、人権教育にかかわる基礎的なことについてスライドと講話・演習により学び、新任教員が人権教育の視点を意識できるような内容で実施しております。</p> <p>令和6年度は、リバティおおさかの資料を展示する「人権パネル展」を総合教育センターにおいて開催いたしました。</p> <p>今年度は、映像資料を活用した企画研修を春季休業中に予定しております。</p> <p>今後も、「リバティおおさか」が所蔵する資料をはじめ、様々な映像資料等も活用し、人権研修の充実に努めてまいります。</p>		
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当	電話：06-6718-7471

番号	(14) ①
項目	<p>小中一貫教育プランを策定してから10余年が経過し、全市募集において、一部の学校では、課題を抱える児童・生徒の「受け皿」となっている。以下の項目について回答されたい。</p> <p>学校で課題のある子どもの発見、区役所など多機関連携を目的とする「こどもサポートネット事業」との関りを明らかにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市こどもサポートネットは、支援の必要なこどもや子育て世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みとして、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援する取組を推進しています。</p> <p>全市募集を行っている小中一貫校におきましても、学校における児童生徒に関する「気づき」を「見える化」し、学校と通学区、居住区のこどもサポートネットスクールソーシャルワーカーやこどもサポート推進員が随時連携しながら、合同で専門的な見地からアセスメントを行い、課題に応じて保健福祉制度や地域支援につないで総合的に支援しております。</p> <p>今後も引き続き、これまで以上によりきめ細かな充実した寄添い型の支援を行えるよう検討し、一人でも多くの児童・生徒や子育て世帯が必要な支援先の利用につながるよう取り組んでまいります。</p>	
担当	こども青少年局 企画部 企画課（こどもの貧困対策推進グループ） 電話：06-6208-8153

番号	(14) ②	
項目	<p>小中一貫教育プランを策定してから 10 余年が経過し、全市募集において、一部の学校では、課題を抱える児童・生徒の「受け皿」となっている。以下の項目について回答されたい。</p> <p>子どもの意見表明に基づく最善の利益に基づいて、児童・生徒の通学路の安全、家庭訪問の実態、子ども支援施策に繋がりなど実態把握にとりくむこと。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>本市では、小学校と中学校の施設を同一敷地内に設置した「施設一体型小中一貫校」6校において、校舎施設のハード面が一体的であることなどの利点を活かした取組を行うことより、全市募集を行っております。</p> <p>また、通学路の安全確保について、本市では「大阪市通学路安全推進会議」を開催し、「大阪市通学路安全プログラム」に基づき、全小学校区の通学路について、交通安全・防犯・防災の3観点で関係機関等が連携して対策が必要な箇所について合同点検を実施し、早期の課題解決に向けた取組を実施しております。</p> <p>教育委員会といたしましては、全市募集小中一貫校は特色をもった学校であるため、校区を超えての家庭訪問や特色ある教育に取り組む教職員への負担等から、小中一貫校に必要な人員を配置し、小中一貫した教育の充実に向けて取組ができるよう、関係課と連携に努めております。引き続き、適切な支援について、学校現場との連携に努めてまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(英語イノベーション)</p> <p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導)</p>	<p>電話：06-6208-9197</p> <p>電話：06-6208-9174</p>

番号	(15)
項目	2023年12月の「大阪市識字・日本語教育基本方針」の取り組みや、識字・日本語教室等で発生した差別事象を教訓に、大阪市がどのように取り組んでいるのか示されたい。
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、「大阪市識字・日本語教育基本方針」（令和5年12月策定）に基づき、入門・基礎レベルの日本語学習機会とともに、地域社会で学習支援ボランティアとの交流を通じて読み書き・日本語を学ぶ地域識字・日本語教室等、日本語レベルや学習ニーズに即した識字・日本語学習機会を提供しています。また、「短期集中基礎レベル日本語教室」や「外国につながる若者等の識字・日本語教室」の試行実施等、多様な学習ニーズに対応した学習機会の提供に努めています。また、識字・日本語学習ボランティア養成・スキルアップ研修、教室企画学習会、教室運営助言研修等、人材養成や教室運営支援を行っています。なお、推進体制として、関係部局と連携・協力し、大阪市多文化共生施策推進本部のもとに「識字・日本語教育施策推進部会」を設置し、本基本方針に基づく取組を推進しています。</p> <p>大阪市では、令和5年11月開催の識字・日本語教室コーディネーター会議でのボランティアによる外国人住民への偏見を含む表現の記載がある提案文書の配付という差別事象を踏まえ、次のとおり取り組みを進めました。</p> <p>令和5年度から、コーディネーター会議にて人権研修を実施しており、令和7年度の同会議では「学習者の困りごと・相談ニーズの把握・対応」をテーマとし、(一財)大阪府人権協会等から講師を招き、活動中での人権課題の発見・対応を考える研修を行いました。</p> <p>1年間に3期実施するボランティア養成講座では、人権に根ざした教室の役割を考えるプログラムも組み、人権意識を持って学習活動に取り組めるよう努めています。</p> <p>また、各教室企画による研修・学習会においては、識字・日本語センターと連携し「防災と人権」をテーマとした学習会や年間を通じて人権研修に取り組む教室もあります。</p> <p>今後も継続的にコーディネーター、ボランティア、学習者への人権学習の取り組みを進めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 電話：06 - 6539-3348

番号	(16)
項目	<p>中学校夜間学級について、すべての入学希望者が受け入れられるよう、人員と施設を拡充させること。特に日本語指導のできる教員を増やすこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市内の中学校夜間学級での学びを希望される方に対しましては、各校で丁寧に聞き取りを行ったうえで、大阪府が示す要件に基づいて入学いただいております。本市における中学校夜間学級のあり方につきましては、夜間学級での教育活動の充実に向け引き続きニーズの把握、分析を進め、適切に対応してまいります。</p> <p>教職員の配置につきましては、これまでも中学校夜間学級の充実を図る観点から、校長の意見を聞きながら、教員の配置を行ってきたところでございます。</p> <p>今後とも、生徒の国籍・年齢等が多様化しているという夜間学級の実態を踏まえながら、義務教育の補完としての本来の中学校教育の役割を果たすべく、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(初等・中学校教育)電話：06-6208-9186</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125</p>

番号	(17) ①
項目	<p>帰国・渡日等の子どもたちが急増・多国籍化するにともなって就学を保障することは喫緊の課題であることから、以下の項目について回答されたい。</p> <p>大阪市内の不就学の外国籍の子どもの実態を明らかにすること。また、昨年度から取り組んでいる「子どもの就学促進事業」の具体的な取り組みを示すこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>「子どもの就学促進事業」に係る具体的な取り組みとして、令和7年度につきましては、大阪市内立学校に就学していない外国籍の子ども約1200名に対して就学状況を把握するためのアンケート調査を実施し、可能な限りの情報収集に努めており、本調査において本市での就学実態のわかっていない外国籍の子どものうち、不就学として把握している人数は1名です。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 総務部 学事課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9114</p>

番号	(17) ②
項目	<p>帰国・渡日等の子どもたちが急増・多国籍化するにともなって就学を保障することは喫緊の課題であることから、以下の項目について回答されたい。</p> <p>「外国につながる、児童生徒の受け入れ・共生のための教育推進事業」において、各校園における日本語指導や多文化共生の取り組みに対する支援の拡充のあり方について明らかにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>国際化の進展にともない、近年、帰国・来日し、市内の校園に通う外国につながる幼児児童生徒が急増しています。令和元年の大阪市多文化共生施策推進本部会議において、外国人児童生徒等への支援については、日本語指導の保障や母語・母文化の保障、また多文化共生教育の推進に関して、すみやかに検討に着手することが確認されたことから、教育委員会として、令和2年に「外国につながる児童生徒の受け入れ・共生のための教育推進事業」を立ち上げ、日本語指導の保障、母語・母文化の保障、多文化共生教育の推進を3本柱として、事業を進めてまいりました。</p> <p>外国からの編入者数は、令和4年度に入って急増し、令和7年度に入っても、外国から編入する児童生徒は、昨年度を上回る状況です。今後も外国からの編入者数は増えていくと予想されることから、各校における日本語指導や母語・母文化の保障、多文化共生教育をさらに進めていくことが必要となっています。</p> <p>日本語指導を進めるために、市内4つの共生支援拠点において、日本語指導の必要な児童生徒に対して、プレクラスの実施や初期日本語指導を中心とする支援等、日本語指導の充実のための取組を実施しております。</p> <p>母語・母文化の保障に関しては、母語の維持や自らのアイデンティティにかかわる母文化について学ぶことができる環境を少しずつではありますが整備するとともに、外国につながる児童生徒の就学、進路に関すること及び親子間に生ずる諸問題への対応も進めております。</p> <p>多文化共生教育を推進するため、実践の普及を進めることが課題となっておりますが、課題解決策の一つとして、令和5年度に、母語・母文化の保障を進めるコーディネーターと多文化共生教育を推進するためのコーディネーターを全共生支援拠点に各1名増員配置しております。</p> <p>本市が長年、積み上げてきた国際理解教育の成果や理念を活かしながら、さらに、多様な外国につながる児童生徒の課題にしっかり対応するため、今後も施策の具現化に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128

番号	(18)
項目	<p>大阪市の「在日外国人教育基本方針」「多文化共生指針」をふまえ、在日朝鮮人教育をはじめとする多文化共生教育を進めること。また、大阪市外国人教育研究協議会の組織整備を図るとともに人的支援や物的支援の拡充を図ること。</p>
<p>(回答)</p> <p>在日外国人教育基本方針は、基本認識において「民族的・文化的背景の異なるすべての子どもが、ちがいをちがいとして認め合い、それぞれの民族的アイデンティティを尊重し、はぐくみ合える教育の充実を図ることが肝要」とし、さらに基本姿勢において「偏見・差別の解消」「共生の態度」「自国・民族・文化に対する自覚と誇り」「主体的な進路選択」「全学校園における計画的・系統的推進」をめざすとしています。</p> <p>特に、法務省の「人権教育・啓発に関する基本計画」において、「外国人」が個別の人権課題として掲げられており、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」なども施行されています。これらをふまえ、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人の方々、帰国・来日した方々やその子どもたちなど、すべての外国につながる方々が偏見や差別にさらされることのないよう、取組を進めていかなければなりません。</p> <p>令和4（2022）年3月策定の大阪市教育振興基本計画では、基本的な方向の中に多文化共生教育の推進を位置づけ、教育課程内外における多文化共生教育の推進を掲げております。今後も、増加、多国籍化する帰国・来日等の子どもや外国につながる子どもが学校生活を円滑に送れるよう、日本語指導をはじめ、自国の言語・文化などを学べる機会の提供のための取組を、区役所等とも連携しながら進めてまいります。</p> <p>あわせて、大阪市総合教育センターなどの教育機関、大阪市外国人教育研究協議会や各校種教育研究会等の関係機関との連携のもとに、在日外国人教育、多文化共生教育の充実・発展に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128

番号	(19)
項目	<p>大阪の在日外国人教育を牽引してきた民族学級の取り組みを後退させることなく、「国際クラブ」設置校の事業を拡充するために、国際理解教育推進事業の予算増額を行うこと。外国人教育主担は中心的な役割を担うことから、経験の豊かな教員を登用すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>教育委員会では、平成 19 年度から国際理解教育推進事業を実施し、外国につながる児童生徒への支援とともに民族クラブ・国際理解クラブの拡充や体制づくりを進めてきました。民族クラブ・国際理解クラブの活動は、外国籍・外国につながる児童生徒の民族的アイデンティティをはぐくむと同時に、周囲の児童生徒が共に学ぶ外国籍・外国につながる仲間の文化を理解し、すべての児童生徒がちがいを認め合い、多文化共生社会の実現に向けた意識や態度をはぐくむ活動にもなってきました。また、平成 21 年度より教員の中から「国際理解教育推進事業研究支援員」を任命する等、国際理解教育の推進のために多様な支援活動が可能な体制を整え、拡充を図ってきました。</p> <p>国際化の進展は著しく、令和 7 年度の本市小中学校等に在籍する外国籍児童生徒は、約 60 の国と地域、約 6,500 名となっています。日本語指導を必要とする児童生徒は令和 7 年度は、約 3,000 名となっています。このような外国につながる児童生徒に対して、日本語の習得とともに母語や母文化を保障するための一層の取組の必要性が生じています。</p> <p>平成 30 年度より、これまで本市が長年積み上げてきた国際クラブを拡充し、韓国・朝鮮、中国、フィリピン、ペルー、ベトナムなどの外国につながる児童生徒が集う国際クラブも開設され、令和 7 年度は 105 校で、176 の国際クラブが開級されました。また、拡充にともない国際クラブ指導者の確保にも努めるなど、今後とも指導支援体制の充実を図ってまいります。</p> <p>外国人教育主担者は、各校園では校務分掌に位置づけられ、各校園における多文化共生教育を推進する要となる役割を担っています。外国人教育主担者に向けての研修の充実を図りつつ、多文化共生教育に精通した人材を外国人教育主担者として位置づけることや引き継ぎ支援体制の充実を図ることを各校園に指導・助言してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128

番号	(20)
項目	<p>支援を必要とする子どもが特別支援学級に入級するか、あるいは通級による指導を受けるかについては、手帳の有無に限らず子どもや保護者の希望を尊重し、柔軟に対応すること。また、「一日を原学級で仲間とともに過ごしたい」という場合、子どもや保護者の願いを十分に尊重すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、これまで、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではございません。</p> <p>手帳の有無に関しましては、これまでどおり必要条件ではありません。特別支援学級での特別の教育課程による学びや、通級による指導での自立活動等を進めていくためには、児童生徒個々の状況を把握する必要があります。学校は、医療機関での受診結果、専門機関での相談による所見等により、どのような障がい特性があるのか、どのような個別の支援が必要なのか等を把握し、一人ひとりに応じた個別最適な学びを提供していきます。また、適正な学びの場については、本人・保護者の意向を尊重しつつ、学校と教育委員会とが児童生徒の障がいの状況や教育的ニーズから総合的に判断してまいります。</p> <p>大阪市教育委員会といたしましては、「大阪市教育振興基本計画」にも示されているよう、「障がいのある児童生徒の自立と社会参加を見据えて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるよう、通常学級、特別支援学級、通級による指導での学びを充実」させ、本市のインクルーシブ教育のより一層の充実を図ってまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009</p>

番号	(21) ①
項目	<p>子どもの権利条約批准 30 年が経過し、「子どもの権利条約」を具体化した「こども基本法」「こども大綱」「こども計画」の策定を踏まえ、以下の項目について回答されたい。</p> <p>こどもの権利条約及びこども基本法に基づいて、子どもの意見表明権を保障し参加を促進する広報・啓発を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、令和 7 年 3 月に策定しました「大阪市こども計画」において、こどもの視点を何よりも重視することと明記しており、施策を推進するにあたっては、こども大綱の基本理念を鑑み、「こどもの幸せを第一に考え、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されるとともに、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを重視する」としております。今後は、この計画の基本理念や重視する視点等に沿って、こども・若者に関わる施策検討におけるこども・若者の参画及び意見聴取の取組など、様々な施策を推進してまいります。</p> <p>なお、こどもの視点を重視し、その意見を表明する機会、社会的活動に参画する機会の確保の具体的な取組としては、まず、令和 5 年 8 月から、こども施策の検討にあたり対象となるこどもや若者の意見を反映させるため、「こども・若者の声」を随時募集しており、これまでお寄せいただいた声と、その声に対する本市の考え方について、本市ホームページに公表することによりフィードバックしております。この「こども・若者の声」の募集については、今年度、秋のこどもまんなか月間に本市広報誌への掲載、公式 X への投稿、LINE 配信による広報を実施したほか、市内の全小中学生へのチラシ配布も予定しております。また、こども基本法第 11 条に基づき、今後の計画や関連施策にこども・若者当事者の声を反映するため、こども・若者委員を公募し、令和 6 年度より本市「こども・子育て支援会議」の委員として、令和 7 年度より本市「児童福祉審議会」の委員としてご就任いただいております。</p> <p>今後も、「大阪市こども計画」に基づき、関係各所属とめざすべき方向を共有しながら相互に協力・連携し、全庁的・分野横断的な視野から効果的に施策を推進してまいります。</p>	
担当	<p>こども青少年局 企画部 企画課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8337</p>

番号	(21) ②
項目	<p>子どもの権利条約批准 30 年が経過し、「子どもの権利条約」を具体化した「こども基本法」「こども大綱」「こども計画」の策定を踏まえ、以下の項目について回答されたい。</p> <p>こども基本法の理念の一つである、「差別的取扱いを受けることがない」に基づいて、大阪市こども計画において、どう具体化させるのか明らかにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>令和 7 年 3 月に策定しました「大阪市こども計画」は、次代の大阪を担うすべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会等を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現することにより、誰一人取り残すことなく、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていくことを基本理念としております。</p> <p>本計画では、こどもがひとしく健やかに、幸せな状態で成長することを重視する視点の 1 つとし、また、こどもの権利擁護の取組についても重点施策として位置付けております。</p> <p>本市では、「大阪市こども計画」に基づき、すべてのこども・若者の人権が尊重される社会をつくる取組を推進してまいります。</p>	
担当	<p>こども青少年局 企画部 企画課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8337</p>

番号	(21) ③
項目	<p>子どもの権利条約批准 30 年が経過し、「子どもの権利条約」を具体化した「こども基本法」「こども大綱」「こども計画」の策定を踏まえ、以下の項目について回答されたい。</p> <p>子どもの権利条約、こども基本法、そして改定された生徒指導提要の内容について、教職員が日々の教育活動の指針として理解し活用できるための体系的な研修プログラムを開発し実行すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>教職員が人権に関する知識を身に付け、人権感覚を醸成していくために、体系的に人権教育研修を実施しております。新任教員研修（1年目）4【人権教育の推進】では、基礎知識としての「人権とは何か」をテーマに、新任教員研修（2年目）6【学級集団づくり】では、「子どもの権利条約」「こども基本法」「生徒指導提要」を基に、子ども・集団の背景から「差別されない権利」について考えるとともに、人権教育の4つの側面について、具体的な事例を交えた研修を実施しております。また、3～5年目の教員に対しても、「学級集団づくり研修」を必修とし、「子どもの人権を保障する隠れたカリキュラム」について考えることにより、人権教育の視点を意識できるような内容で実施しております。</p>	
担当	<p>教育委員会 総合教育センター 教育振興担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6718-7471</p>

番号	(22)
項目	<p>大阪市「人権問題に関する市民意識調査」で示された同和地区や同和地区を含む学校区への忌避意識の結果と、その忌避意識の解消に向けた取り組みを示すこと。また、過去3年間の同和地区を含む学校等に関わる差別実態について明らかにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>学校選択制は、子どもや保護者が意見を述べ学校を選ぶことができること、そのために子どもや保護者が学校教育に深い関心を持つことにより、学校側も特色ある学校、開かれた学校づくりが進むことを期待されるメリットとして、平成24年度に様々な関係者にご参加いただき熟議を行い制度化し、平成26年度入学から各区において順次導入いたしました。</p> <p>令和2年度から令和3年度にかけて、全ての区の保護者や学校、地域関係者の方々にもアンケートを行いました。</p> <p>通学区域外を選ぶ要因としては、令和3年度のアンケートの結果においては、小学校の保護者では「自宅から近く通学しやすいから」「きょうだいも通学しているから」「友だちが同じ学校へ行くから」となっており、中学校の保護者では「友だちが同じ学校へ行くから」「中学校でやりたい部活があるから」「自宅から近く通学しやすいから」となっています。</p> <p>この間、旧の同和教育推進校においては学校選択制により通学区域外への就学や通学区域外からの就学において児童生徒数が増加する学校や減少する学校がありますが、通学区域外を選択する児童・生徒の割合が高い学校が一部見受けられるとともに、市民意識調査において一部の市民に忌避意識があることについては課題として認識しており、教育委員会としましては、引き続きすべての学校において部落問題学習をはじめとする様々な人権課題について深く学び、自ら考え、差別を許さないという感性を持つ子どもたちを一人でも多く育てていくとともに、学校選択制においては、事実と異なる風評やいわれのない忌避意識をもって進学する学校を選ぶことのないよう区役所等と連携し、情報発信や啓発等の取り組みを進めています。</p> <p>なお、同和地区を含む学校等に関わる差別実態について、忌避されている事例について承知しておりませんが、そういった事例が発生した場合には、市民局が発行している「差別事象対応マニュアル」に従い、適正に対応して参ります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 総務部 学事課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9114</p>

番号	(23)①	
項目	<p>学校選択制については、学校に対する忌避や差別を助長させる、地域と学校のつながりを希薄にする、児童生徒の通学上の安全の問題、学校の序列化を固定させる等の問題があることから、次の点について回答されたい。</p> <p>他校を選択した今年度の小・中学校数（20人・30人・40人・50人・60人・70人以上）と割合を示すこと。特定学校への入学希望者が極端に少なくなる、あるいは入学希望者がゼロとなる「未入学校」を生み出すリスクについて見解を示すこと。</p>	
<p>(回答)</p> <p>令和7年度入学における通学区域外の学校を選択した児童生徒については、小学校においては、20人以上が13校、30人以上が5校となっており(40人以上はなし)、中学校においては、20人以上が15校、30人以上が4校、40人以上が2校、70人以上が1校となっております。なお、これらの学校についても、7校を除いて、通学区域外から当該校を選択した児童生徒はおります。また、これらの学校が全校数に占める割合は、小学校が約6%、中学校が約17%となっております。</p> <p>令和5年3月に取りまとめられた学校選択制の検証報告書によれば、適正規模を下回る小規模校ほど通学区域外への就学が高い傾向が見られ、全学年単学級の学校はさらに高い傾向にあります。保護者は適正規模の学校を選択している傾向が見えてきており、学校規模の様に学校だけの努力では根本的な解決が困難な課題等について、区と連携して重点的に支援を行ってまいります。</p>		
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課	電話：06-6208-9114

番号	(23)②
項目	<p>学校選択制については、学校に対する忌避や差別を助長させる、地域と学校のつながりを希薄にする、児童生徒の通学上の安全の問題、学校の序列化を固定させる等の問題があることから、次の点について回答されたい。</p> <p>学校選択制は、公教育において「選ばれる学校、選ばれない学校」という評価を生じさせている。こうした評価について大阪市の見解を示すこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>小学校においては適正規模の12学級から24学級を下回る小規模校ほど通学区域外への就学が高い傾向が見られ、全学年単学級の学校はさらに高い傾向にあります。保護者は適正規模の学校を選択している傾向が見えてきており、学校規模の様に学校だけの努力では根本的な解決が困難な課題等について、区と連携して重点的に支援を行う必要があります。</p> <p>具体的には、学力の課題や風評被害等の課題が固定化することがないように、区役所や関係部署と連携して支援を行う必要があります。</p> <p>学力課題の大きい学校に対しては、子どもたちの学習習慣や基礎学力の定着に向け、学びコラボレーターの配置を行うとともに、学びサポーター等学習支援にかかる経費の確保など、学力向上に向けた重点的な個別支援を実施しています。</p> <p>また、事実と異なる風評やいわれなき忌避意識等により学校選択に影響が出ることをのまないよう各学校の情報を適切に提供することが重要であることから、学校案内や各区のホームページで、積極的に正しい情報発信を行っていただいております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 総務部 学事課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9114</p>

番号	(23)③
項目	<p>学校選択制については、学校に対する忌避や差別を助長させる、地域と学校のつながりを希薄にする、児童生徒の通学上の安全の問題、学校の序列化を固定させる等の問題があることから、次の点について回答されたい。</p> <p>制度が地域コミュニティの希薄化につながっている現状について見解をしめすこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>学校と地域との関係につきましては、学校が地域コミュニティの核であることから、学校選択制の実施に当たっては、地域とのつながりが実感できるような形で進めていく必要があり、学校選択制の熟議や、教育委員会で決定した方針、「就学制度の改善について」においても重要な事項であると課題認識してすすめてまいりました。</p> <p>令和5年3月に取りまとめられた学校選択制の検証報告書において、学校選択制の実施により、学校と地域、保護者の連携に課題が生じていないかという視点からアンケート調査を行った結果、学校選択制により学校と地域の関係について悪くなったとの回答は、学校、地域団体はいずれも約1割であり、変わらないとの回答については、小学校・中学校いずれも約8割、地域団体では約6割となっております。</p> <p>このように、検証結果からは、学校選択制が学校地域に何らかの影響を与えていると感じられる方はあまり見られませんが、地域との連携については、本制度が子どもの最善の利益のために実施するものという趣旨のもと、引き続き課題意識をもって取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 総務部 学事課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9114</p>

番号	(23)④
項目	<p>学校選択制については、学校に対する忌避や差別を助長させる、地域と学校のつながりを希薄にする、児童生徒の通学上の安全の問題、学校の序列化を固定させる等の問題があることから、次の点について回答されたい。</p> <p>学校選択制が、学校の小規模校化へと拍車をかけている実態について見解を示されたい。今年度において学校行事（運動会、修学旅行、クラブなど）においての具体的な影響について明らかにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>令和5年3月にとりまとめた学校選択制にかかる検証によって、適正規模を下回る小規模校ほど通学区域外への就学が高い傾向が見られるとともに、全学年単学級の学校はさらに高い傾向にあり、保護者は適正規模の学校を選択している傾向が見えてきていますが、学校規模の様に学校だけの努力では根本的な解決が困難な課題等に区と連携して重点的に支援を行ってまいるとともに、課題解決に向けて、多方面からの支援策を講じてまいります。</p> <p>学校の規模に関わらず、各校においては、学習指導要領に基づき、児童・生徒や地域の実情に応じて学校行事の計画・運営を行っております。</p> <p>本市では、将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に触れる機会の確保に向け、部活動のあり方について検証を重ねております。</p> <p>今後も各地域の実情を踏まえ、合同部活動や拠点校方式などによる活動機会の確保を推進してまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114</p> <p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(初等・中学校教育)電話：06-6208-9186</p> <p>教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06- 6208-8172</p>

番号	(23)⑤
項目	<p>学校選択制については、学校に対する忌避や差別を助長させる、地域と学校のつながりを希薄にする、児童生徒の通学上の安全の問題、学校の序列化を固定させる等の問題があることから、次の点について回答されたい。</p> <p>学校選択制度の検証で明らかになった「風評による忌避」に対する教育委員会としての具体的な対策内容を示すこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>学校選択制において、事実と異なる風評や偏見など、いわれなき忌避意識をもって就学する学校を選ぶことはあってはならないことであり、保護者が学校選択を行うにあたって、学校の情報を正しくご理解いただく必要があることから、学校説明会や学校公開、あるいは学校ホームページを通じて、学校の状況や取組みを積極的に情報発信するとともに、各区に対してホームページや区広報紙において、積極的に正しい情報を発信していただくよう依頼しています。</p> <p>また、学校においては、部落問題学習をはじめとする様々な人権課題について深く学び、自ら考え、差別を許さないという感性を持つ子どもたちを一人でも多く育てていくため、人権教育を推進するとともに、保護者に配付する学校案内等においても区役所等と連携し、積極的な啓発活動等に継続して取り組んでおります。</p> <p>さらに、学校選択制の実施により通学区域以外の学校を選んだ児童生徒の人数が多い学校や小規模化している学校については、学校長との意見交換などを通じて個別の課題等を伺い、関係部署との連携に努めております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 総務部 学事課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9114</p>

番号	(23)⑥	
項目	<p>学校選択制については、学校に対する忌避や差別を助長させる、地域と学校のつながりを希薄にする、児童生徒の通学上の安全の問題、学校の序列化を固定させる等の問題があることから、次の点について回答されたい。</p> <p>学校選択の判断材料として、各学校の「全国学力テスト」結果が公表されている実態は、結果公表が学校の序列化や過度の競争を煽ることにつながり、本来の学力テストの目的(指導改善・検証)と相いれないと考えられる。結果公表が学校や地域に負の影響が生じさせていることについて、見解を示すこと。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>学校選択制は、子どもや保護者が意見を述べ学校を選ぶことができること、そのために子どもや保護者が学校教育に深い関心を持つことにより、学校側も特色ある学校、開かれた学校づくりが進むことを期待されるメリットとして導入いたしました。</p> <p>全国学力・学習状況調査の結果は、教育目標や教育方針、目指す子ども像などとともに学校を選ぼううえで提供すべき情報の一つであるとともに、学校案内においては併せて学校のホームページへ誘導することにより、学校の取り組み全体を知っていただくように努めているところです。</p> <p>教育委員会といたしましては、各校が保護者や地域の皆様に教育活動その他の学校運営の状況について、積極的に情報を提供することとしており、各調査の結果及び結果により明らかになった現状等を速やかに公表することにより、保護者や地域の皆様により一層教育に関心をお持ちいただき、教育活動にご協力いただくため、全国学力・学習状況調査についても公表するものとしています。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課	電話：06-6208-9114
	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(初等・中学校教育)	電話：06-6208-9186

番号	(24)
項目	校区が広くなりすぎることから、学級数を理由に安易に学校の統廃合を進めないこと。
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関係する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例（以下「条例」という。）」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。</p> <p>小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られていたところ、審議会から令和6年3月に中学校の配置の適正化に係る意見書が教育委員会に提出されました。当該意見書を踏まえ、新たに中学校の適正規模に関する事項を規定するため、令和7年4月に条例を改正しました。</p> <p>当該条例・規則においては、小学校の適正規模を12から24学級、中学校は9から24学級にするよう努め、適正規模を下回る学校については、その学級数の規模を適正規模にするための計画を策定しなければならないこととしており、当該計画における計画実施後の学校への通学距離は、原則として小学校は2キロメートル以内、中学校は3キロメートル以内としています。</p> <p>学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 <span style="float: right;">電話：06-6208-9111</span>

番号	(25) ①
項目	大阪市子どもの生活に関する実態調査、ヤングケアラー実態調査を踏まえ、子どもの貧困解消に向けて以下の項目について回答されたい。  直近3年間の生活保護・就学援助受給者数と就学援助率並びにひとり親家庭の同様の数値を示すこと。就学援助の必要な人が全員活用できるように周知の徹底と相談体制を強化すること。また、食材費高騰をふまえ、給食費事業の予算を充実し、給食水準を確保すること。

(回答)

令和5年4月から令和7年10月までの生活保護教育扶助受給世帯は、次のとおりです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度	3,350	3,359	3,350	3,345	3,341	3,345	3,349	3,348	3,355	3,347	3,350	3,342
令和6年度	3,119	3,131	3,136	3,138	3,149	3,144	3,143	3,141	3,137	3,126	3,121	3,124
令和7年度	2,949	2,951	2,949	2,955	2,939	2,933	2,932					

令和4年度から令和6年度の就学援助率及び受給者数は次のとおりです。

年度	在籍人員	支給人員	率
令和4年度	164,594人	32,001人	19.4%
令和5年度	163,836人	30,471人	18.6%
令和6年度	163,133人	28,863人	17.7%

なお、就学援助の認定者におけるひとり親家庭の人数等については、把握しておりません。

就学援助の周知につきましては、市立の小・中学校及び義務教育学校に在学する児童及び生徒（入学予定者含む）の保護者全てに対して「就学援助制度のお知らせ」を毎年配付するとともに、大阪市のホームページへの広報記事掲載や「子育ていろいろ便利帳」等市民向け手引への掲載など、定期的に行っています。あわせて、欠席連絡等アプリを利用したデータ配信による周知を行うよう、各学校に依頼しています。

また、大阪市のホームページには、「就学援助制度のお知らせ」「就学援助申請書兼世帯状況票」を掲載し、どなたでもダウンロードして活用いただけるようにしています。

今後も、就学援助を必要とされる方が、制度を十分に活用していただけるよう、引き続き、制度の周知や保護者の方のお問い合わせへの対応に努めてまいります。

学校給食費については義務教育無償の趣旨を踏まえ、令和5年度より、学校における食育の生きた教材である学校給食の全員全額無償化を、臨時的な措置ではなく既存の制度も活用しながら実施しているところです。

学校給食は、1日に必要な栄養素等の約三分の一量が摂取できるように文部科学省の「学校給食摂取基

準」として定められております。本市の学校給食においても、予算確保のうえ、文部科学省の「学校給食摂取基準」に基づき各栄養素を過不足なく摂取できるよう食品を適切に組み合わせた献立を作成し、提供しております。

担当	福祉局 生活福祉部 保護課 教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 教育委員会事務局 指導部 保健体育担当	電話：06-6208-8011 電話：06-6115-7653 電話：06-6208-9143
----	--	---

番号	(25) ②
項目	<p>大阪市子どもの生活に関する実態調査、ヤングケアラー実態調査を踏まえ、子どもの貧困解消に向けて以下の項目について回答されたい。</p> <p>子どもの貧困対策推進計画（第2期）において、「こども食堂などへの参加を希望しているこどもが、参加できている状態」の目標値を増やしたが、大阪市はボランティア任せにすることなく、積極的な支援を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>こども食堂等のこどもの居場所（以下、「こどもの居場所」という。）での活動は、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体等（以下、「活動団体」という。）により自発的・自主的に取り組まれており、そうした活動団体の主体性を大切にしながら、社会全体でその活動を支援し、地域でこどもを育む機運の醸成を図る仕組みとして、活動団体を支援する意向のある企業等（以下、「支援企業」という。）と活動団体をつなぐ「こども支援ネットワーク」を大阪市社会福祉協議会を事務局として平成30年度より構築してきました。</p> <p>本事業では、活動団体や支援企業の情報発信、定期的なミーティングによる活動団体・支援企業相互の情報共有、活動団体の従事者を対象とする研修の実施、支援企業からの物資提供等の仲介、活動団体でのボランティア活動の仲介、新たな活動団体の開拓・支援等の取組を行っています。これらの取組が相互に効果的に機能することにより、地域における活動の活性化が図られ、こどもの居場所が安定的に運営されるよう支援しています。また、令和元年度からは、活動団体の運営基盤を支えるために、「こども支援ネットワーク」へ活動団体が加入登録することにより、こどもの居場所の万一の事故に対応した保険を適用することとしており、令和4年度より、本人の不注意によるけがなど、利用者を対象とした補償内容を拡充しています。引き続き、活動団体の主体性を大切にしながら、「こども支援ネットワーク」を通じて、こどもの居場所が安定的に運営され、安心して活動に参加できるような環境づくりに取り組んでまいります。</p>	
担当	こども青少年局 企画部 企画課（こどもの貧困対策推進グループ）電話：06-6208-8153

番号	(26) ①
項目	<p>全区で展開されている大阪市こどもサポートネット事業で見えてきた成果と課題を明らかにすること。以下の項目について回答されたい。</p> <p>こどもサポートネット推進員の配置数、推進員一人あたりの担当校区数、支援ケース数などを示すこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>こどもサポート推進員の配置については、現在、各区2中学校区に1人を配置基準としており、全区で70名を定員としております。</p> <p>令和6年度においては、スクリーニングにより発見した3,858人の課題がある児童・生徒のうち、3,805人にアウトリーチを行うことができ、そのうち3,692人を必要な支援先に繋げた結果、1,567人について、解決または好転が見られたところです。</p> <p>今後も引き続き、これまでの事業の効果を検証しつつ、各校の課題に応じた適切な配置ができるよう努めてまいります。</p>	
担当	こども青少年局 企画部 企画課（こどもの貧困対策推進グループ）電話：06-6208-8153

番号	(26) ②
項目	<p>全区で展開されている大阪市子どもサポートネット事業で見えてきた成果と課題を明らかにすること。以下の項目について回答されたい。</p> <p>子どもサポートネット推進員とスクールソーシャルワーカー（SSW）の役割分担と協働の具体的なプロセスを明確にすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市子どもサポートネットは実施目的を、「すべての子どもたちの状況を把握すること」、「子どもたちを支援につなげていくこと」とし、学校における「気づき」を「見える化」して区役所等への支援につなげるため、全児童生徒の状況を把握するスクリーニングシートを学校に導入し、教職員とともに、区役所に配置する子どもサポートネットスクールソーシャルワーカー（以下、「こサポ SSW」という。）や子どもサポート推進員、スクールカウンセラー（以下、「SC」という）などがスクリーニングシートを基に会議を開催し、専門的な見地からアセスメントを行い、課題に応じた適切な支援につなぐこととしています。</p> <p>会議において、こサポ SSW が中心となって支援方針を検討するほか、教職員や SC 等と連携し、教育分野の支援を行います。支援方針の検討の結果、区役所による保健福祉的支援や地域による支援が必要となった場合は、子どもサポート推進員が対象世帯にアウトリーチを行い、必要な支援につなげております。</p>	
担当	<p>子ども青少年局 企画部 企画課（こどもの貧困対策推進グループ） 電話：06-6208-8153          教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（生活指導） 電話：06-6208-9174</p>

番号	(26) ③
項目	<p>全区で展開されている大阪市子どもサポートネット事業で見えてきた成果と課題を明らかにすること。以下の項目について回答されたい。</p> <p>支援が必要な子どもたちが切れ目なく地域に見守られ、孤立しないための具体的な施策（地域活動への誘導、関係機関への確実な引き継ぎなど）を検討すること。地域共生社会の実現におけるとりくみとの連携を検討すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市子どもサポートネットは、支援の必要な子どもや子育て世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みとして、社会全体で子どもと子育て世帯を総合的に支援する取組を推進しています。</p> <p>本事業では支援の主体として、学校による教育的支援、区役所による保健福祉的支援のほか、地域による支援を3つの大きな柱として位置づけ、各主体が連携して支援に取り組んでおります。</p> <p>地域による支援としましては、子ども食堂等のこどもの居場所の紹介や民生委員・児童委員・主任児童委員等との連携を行っております。令和6年度においては、スクリーニングにより発見した3,858人の課題がある児童・生徒のうち、3,805人にアウトリーチを行うことができ、そのうち3,692人を地域による支援を含めた必要な支援先に繋げております。</p>	
担当	<p>子ども青少年局 企画部 企画課（こどもの貧困対策推進グループ） 電話：06-6208-8153</p>

番号	(26) ④
項目	<p>全区で展開されている大阪市こどもサポートネット事業で見えてきた成果と課題を明らかにすること。以下の項目について回答されたい。</p> <p>支援が必要な子どもの見守り、事業の継続性や支援の質の維持のため、こどもサポートネット推進員やSSWが安心して働ける雇用環境を整備すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市こどもサポートネットは、こどもサポートネットスクールソーシャルワーカー及びこどもサポート推進員を会計年度任用職員として各区役所に配置し、支援の必要なこどもや子育て世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みとして、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援する取組を推進しています。</p> <p>本事業における主な課題としては、学校と区役所等の協働により、何らかの行政サービスや地域資源の利用などにつながる件数は多い一方、世帯の課題が多岐にわたっていることにより、なかなか状況に変化が見られないということがあります。また、課題の認識や制度利用の必要性がなかなか理解されず、最終的に利用することを拒否する世帯が一定数存在するほか、不登校支援などにおいては、こどもたちの気持ちの変化が起こるまでに時間を要するため、支援等の利用が進まない状況がみられます。そのため、何らかの支援につなげた後も潜在的な課題があることをあらかじめ想定し、更に利用可能な支援先をもれなく提供し利用につなげるとともに、これまで以上によりきめ細かな充実した寄添い型の支援を行うことで、一人でも多くの児童・生徒や子育て世帯が必要な支援先の利用につながるよう、こどもサポート推進員及びスクールソーシャルワーカーの業務遂行上さらなる必要な知識の習得、事業の取組状況等の情報共有を目的とした研修を行っております。</p>	
担当	<p>こども青少年局 企画部 企画課(こどもの貧困対策推進グループ) 電話:06-6208-8153  教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導) 電話:06-6208-9174</p>

番号	(26) ⑤
項目	<p>全区で展開されている大阪市こどもサポートネット事業で見えてきた成果と課題を明らかにすること。以下の項目について回答されたい。</p> <p>高校中退の事前防止の観点から、中学校や地域、子どもサポートネットなどの連携を密にすること。また高校中退を余儀なくされた生徒の実態把握に努めること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市こどもサポートネットは、支援の必要なこどもや子育て世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みとして、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援する取組を推進しています。</p> <p>本事業では支援の主体として、学校による教育的支援、区役所による保健福祉的支援のほか、地域による支援を3つの大きな柱として位置づけ、各主体が連携して支援に取り組んでおります。</p> <p>区役所による保健福祉的支援や地域による支援が必要となった場合は、区役所に配置しているこどもサポート推進員が世帯に対しアウトリーチ等を行います。地域資源との連携にあたっては、地域資源の状況把握や関係づくり、開発などを日々行うことで、支援体制の構築に努めています。本事業は支援対象者を小中学校の児童・生徒としているため、課題のある児童・生徒につきましては、中学校在学中に必要な支援先につなげることができるよう引き続き取り組んでまいります。</p> <p>高等学校を中退した生徒が、再度別の高等学校を受験することを出身中学校に申し出た際には、生徒に寄り添った対応に努めております。</p>	
担当	<p>こども青少年局 企画部 企画課（こどもの貧困対策推進グループ） 電話：06-6208-8153</p> <p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当（初等・中学校教育） 電話：06-6208-9186</p>

番号	(27)
項目	部活動の地域移行において、現状と課題を示すこと。子どもの最善の利益の原則にのっとり、すべての子どもの主体的な文化活動やスポーツ活動を公教育として保障すること。そのために子どもや保護者を含め関係者がじっくり協議を重ね、試行結果の検証に基づいて、すべての子どもが希望する活動できるよう、教育委員会は責任をもつこと。部活動を希望する子どもが断念することがないよう、家庭の経済的な負担が発生しないよう配慮すること。
<p>(回答)</p> <p>本市といたしましては、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実に向け、部活動のあり方について検証を重ね、持続可能な活動環境へ整備していく必要があると考えております。</p> <p>本市における部活動の地域展開等については、現在モデル事業等を実施し、今後の地域連携・地域展開等の時期や実施方法についての検証および、各種調査を進めている段階でございます。</p> <p>また、地域展開により受益者負担（月謝等）が発生する場合、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援方策について検討していく必要があると考えており、受益者負担について過大な保護者負担が生じることがないよう公的な財源措置について国へも要望しております。</p> <p>今後も、国の方向性を注視しながら検証を進めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06- 6208-8172

番号	(28) ①
項目	<p>いじめは「重大な人権侵害行為で、差別であり、絶対許されない行為」であることをふまえ、以下の項目について回答されたい。</p> <p>小学校におけるいじめ認知件数（1000 人当たりの比率）が全国・大阪府と比べて圧倒的に多い一方で、中学校では低い数字となっていることについて、教育委員会の分析・見解と取り組みを明らかにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>令和6年度におけるいじめの認知件数について、小学校は23,778件、中学校は1,283件となり、令和5年度に比べ、小中学校ともに増加となっております。</p> <p>文部科学省は積極的な認知に努めることを肯定的に捉えており、本市のこの状況は軽微なものも見逃すことのない丁寧な対応によるものであると認識しております。</p> <p>小学校と中学校の認知件数の差につきまして、全国的な傾向でもありますが、小学校2年生をピークにその後は学年別の認知件数が減少していくことに鑑みると、自己理解力、コミュニケーション力、他者理解力、思いやり、共感性、人間関係形成力、協働性など、発達段階におけるさまざまな能力の習得の状況が要因の一つとして考えられます。</p> <p>引き続き、「生徒指導提要」にも示されている常態的・先行的（プロアクティブ）な生徒指導である「発達支持的生徒指導」にかかる取組のさらなる推進に努めてまいります。</p> <p>いじめ対策については、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、本市においても平成27年に【いじめを受けた子どもを救済し、その尊厳を守ることを最優先する】ことを基本理念の一つとした「大阪市いじめ対策基本方針（以下「本市方針」）」を策定し、各校においては「いじめ防止基本方針」を策定しております。</p> <p>全教職員を対象としたeラーニング研修の実施、「いじめについて考える日」「いのちについて考える日」の設定、いじめアンケート実施の徹底など、引き続きいじめの未然防止及び早期発見・早期解決の実現に向けて取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導) 電話：06-6208-9174</p>

番号	(28) ②
項目	<p>いじめは「重大な人権侵害行為で、差別であり、絶対許されない行為」であることをふまえ、以下の項目について回答されたい。</p> <p>大阪市いじめ対策基本方針、「学校安心ルール」(スタンダードモデル) について、子どもの最善の利益や人権教育の視点で検証を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>「学校安心ルール」は、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的としており、その運用については、児童生徒一人一人の状況等を十分に踏まえ、対応について判断するよう各校に指示しております。</p> <p>また、各校の「学校安心ルール」については、毎年、教育委員会においてその内容を点検しております。今後も、校内教職員の共通理解、並びに保護者及び関係機関等との連携のもと、児童生徒が安心できる学校づくりに向けて、「学校安心ルール」を適切に活用してまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導) 電話：06-6208-9174</p>

番号	(28) ③
項目	<p>いじめは「重大な人権侵害行為で、差別であり、絶対許されない行為」であることをふまえ、以下の項目について回答されたい。</p> <p>人権学習や学級集団づくりを通して、差別やいじめを見抜く確かな人権感覚を育てる教育を推進すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>文部科学省の「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～（令和6年3月改定）」（以下「第三次とりまとめ」）より、「人権教育の視点に立った学級経営や学校づくり」において、「人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならない、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。こうした学校・学級の雰囲気は、正規の教育課程と並び、「隠れたカリキュラム」として児童生徒の人権感覚の育成の面で重要である」と言及されている。</p> <p>また、「人権教育の充実を目指した教育課程の編成」においては、「学校における人権教育は、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行うこととなる。その際には、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度・実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科の等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要である」とも言及されている。</p> <p>教育委員会としましては、「学力の基礎としての人権教育～個別的課題の実践デザイン～」をシリーズとして個別の人権課題別に発行し、具体的な人権教育の年間指導計画例、授業実践例を示すなど、「第三次とりまとめ」に示されている人権感覚の育成を、各学校において推進できるよう支援してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8128

番号	(28) ④		
項目	<p>いじめは「重大な人権侵害行為で、差別であり、絶対許されない行為」であることをふまえ、以下の項目について回答されたい。</p> <p>「心の天気」アプリについての実態について示すこと。「晴」「曇」「雨」「雷」のこどもが入力した蓄積データ収集について、「子どもの権利に沿った本人同意」や「他への利用など個人情報保護の観点」から守られているか示すこと。大阪市はおとなにも必要だと思いますか、その見解を示されたい。</p>		
	<p>(回答)</p> <p>「心の天気」は、大阪市教育振興基本計画に基づき、日常的な活用により、児童生徒の心の状態や日々の生活の状況を可視化し、児童生徒理解を深めるとともに、いじめ・不登校などの未然防止・早期発見・迅速な対応に向けて取り組んでおり、効果的な活用ができるよう、各校の実情に応じて運用を進めております。</p> <p>「心の天気」は、児童生徒が自分の気持ちに焦点を当て、それを実現し、自分の気持ちについて振り返り、考えるための活動であるといった取組の趣旨を、児童生徒に説明したうえで実施しております。また、子どもたちが入力した情報につきましては、子どもの在籍する学校の教職員のみが確認できることとなっており、「心の天気」のデータの活用方法につきましては、各校の実情に応じて教職員で共通理解を図っております。</p> <p>なお、「心の天気」を活用する対象は児童生徒となっております。</p>		
担当	教育委員会事務局 指導部	初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186
	教育委員会事務局 指導部	教育活動支援担当(生活指導)	電話：06-6208-9174

番号	(29)
項目	不登校児童生徒について、中学校で在籍比率が府を大幅に上回る理由に関する教育委員会の見解を明らかにすること。不登校の長期ひきこもり化を防ぎ保護者を孤立させないよう、図書館等を活用した校内の居場所事業の推進、地域・校外支援団体との連携強化、および特例校の成果と課題を踏まえた総合的な家庭・生徒支援策を講じること。
<p>(回答)</p> <p>本市における不登校児童生徒の数は、全国同様増加しており、教育委員会といたしましても、生活指導上の重要な課題であると認識しております。</p> <p>不登校の要因については、いじめ、暴力行為、児童虐待等と関連し、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等、環境の問題が複合的に作用しているものと考えられます。</p> <p>本市における不登校児童生徒への支援につきましては、学校へ登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、将来にわたって社会的に自立することをめざし、一人一人の実態に応じた支援を行うことが重要であると認識しております。</p> <p>このため、校内における居場所として、令和6年4月より、文部科学省通知に基づき、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）をモデル校に設置し、不登校児童生徒や登校しても自分の教室に入りづらい児童生徒への支援を行うとともに、その効果について検証を進めております。今後、検証結果等を踏まえ、当該取組の充実・拡充について検討してまいります。</p> <p>あわせて、保護者支援として、登校支援室「なごみ」において、毎月「保護者サロン」を開催し、不登校について不安や悩みを抱える保護者が、参加者同士の交流や相談員等との談話を通じて、安心して想いや経験を分かち合える場を設けております。</p> <p>また、学びの多様化学校である大阪市立心和中学校の取組における成果や課題を把握・検証し、その知見を今後の不登校支援施策に生かしてまいります。</p> <p>今後も引き続き、不登校児童生徒すべてに学びの場を確保するとともに、保護者の孤立を防ぎ、関係機関等と連携した総合的な支援の充実に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導) 電話：06-6208-9174

番号	(30)
項目	児童生徒の自殺者数が高止まりしていることをふまえ、子どもたちの自死にかかわる状況を把握し、生命と人権を守る具体的施策を講じること。
<p>(回答)</p> <p>「令和6年度問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果において、全国の学校から報告のあった自殺した児童生徒数は413人（前年度397人）であり、引き続き極めて憂慮すべき状況であります。</p> <p>大阪市教育委員会といたしましては、学校における早期発見に向けた取組として、令和3（2021）年度より、1人1台学習者用端末を活用した「相談申告機能」を導入いたしました。「相談申告機能」や「心の天気」を活用しつつ、アンケート調査、教育相談等を実施することにより、悩みや困難を抱える児童生徒の把握に努めるよう指示しております。</p> <p>また、教職員を対象とした自殺予防研修を実施し、児童生徒におけるSOSの出し方教育の推進及び教職員のSOSの受け止め方や支援の充実に努めるとともに、虐待やいじめの他、家庭での問題などについて、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるように、大阪市立の学校に通う児童生徒を対象とした「LINE」による相談窓口の設置について、令和6年度までは週1回の定期開設であったところを週2日に、長期休業日明けの開設については前後7日間であったところを9日間に増やし、体制の更なる充実に努めてまいります。</p> <p>今後も引き続き、児童生徒における自殺予防の取組の推進に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導) 電話：06-6208-9174

番号	(31)
項目	<p>教職員等による体罰、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント等の人権侵害の実態とその原因を明らかにすること。また、(1)で述べた、教育現場で発生した障がい者差別、外国人差別、部落差別、LGBT差別などの差別に対しても、人権侵害発生時の組織的な対応について明らかにすること。管理職研修の徹底、対応する相談員の研修の充実を図るとともに、大阪府教育委員会設置の相談と評価において、第三者性を担保した子どもの権利侵害を扱う「学校における児童生徒のための被害者救済システム」(府内の公立小・義務教育学校を含む中学校・高等学校・支援学校を対象とするもの)の周知と活用を促進し、被害者の救済に努めること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、平成25年9月に「体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針」を、策定し、全教職員に周知徹底することにより、体罰・暴力行為は決して許されないとの姿勢を大前提としつつ、発生時には必ず報告が上がる透明性の高い報告体制の構築をはじめ、発生時の適切な対応及び組織体制を明示することにより、体罰・暴力行為を許さない学校づくりを進めてきたところです。</p> <p>体罰・暴力行為等の防止及び、万が一発生した場合にも遺漏なく事案を顕在化させるための具体的な取組として、全ての学校において、各年度に最低2回、児童生徒・保護者を対象に、教職員による体罰・暴力行為及び暴言についてのアンケートを実施するとともに、教育委員会事務局内部の通報窓口に加え、外部の弁護士事務所にも通報窓口を設置し、児童生徒、保護者の他、市民の皆様から広く、学校園で起こった体罰・暴力行為等に関する通報を受け付けております。</p> <p>教職員等による体罰防止につきましては、「体罰・暴力行為等防止研修」及び教職員地域研修において「アンガーマネジメントに関する研修」を実施しております。また、ハラスメント防止については、全教員向けに加えて、校長向けといたしまして、「コンプライアンス・人権教育研修」を実施しております。今後も管理職研修のみならず、教員向けの研修も継続して実施いたします。</p> <p>セクシュアルハラスメントについては、ハラスメント防止に関する指針を策定し、全教職員に周知徹底を図るとともに、セクシュアルハラスメント防止及びハラスメントの相談窓口体制周知の取組として、児童生徒、保護者、教職員に対し啓発プリントの配付を行うとともに、セクシュアルハラスメント被害について、事務局がメールでの相談を受け付ける専用のアドレス、行政オンラインシステムによるアンケートの設置、学校だけの解決が困難な場合等、被害者救済の観点から、医師・臨床心理士等による第三者専門家チーム、電話やLINEでの相談窓口を設置しています。</p> <p>また、令和7年度からは、本市教育委員会のみならず、こども青少年局が所管する「こども専用電話教育相談」や大阪府教育センター「すこやかホットライン」、法務省「子ども人権110番」など他の機関への相談受付についても活用できるよう関係機関とも調整のうえ、啓発プリントに記載し、周知徹底を図っています。</p> <p>こどもの人権を守る役割でもある教職員が、こどもの人権を侵害するようなことは許されません。教育委員会としましては、今後もガイドラインに明確に示している「教職員の責務」に</p>	

ついて、全教職員がしっかりと認識できるよう研修の充実を図っていくとともに、子ども自身が、一人ひとりかけがえのない存在であり、命ある大切な存在であること、自分自身のよさや自己効力感を自覚し、自己実現をめざしていくことができるよう、人権教育の充実を図ってまいります。

担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（服務・監察）	電話：06-6208-9059
	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当	電話：06-6718-7471
	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）	電話：06-6208-8128

番号	(32)
項目	<p>教育委員会は、国連子どもの権利委員会の勧告や児童生徒・教員の疲弊を踏まえ、「すくすくウォッチ」への参加を直ちに取りやめるとともに、チャレンジテストの結果を府下の生徒と異なる条件で個人の評定に反映させることを中止すること。し、さらに教育の公平性確保の観点からチャレンジテストの廃止を府教育委員会へ働きかけること。</p>
<p>(回答)</p> <p>「すくすくウォッチ」につきましては、市町村教育委員会や学校が府内全体の状況との関係において教育施策等を検証後、課題改善に向けた取組を通じて学力向上のためのPDCAサイクルを確立すること、さらに、学校が児童の学力を把握し教育指導の改善を図ること、そして、児童一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標をもち、また、その向上への意欲を高めるために実施しております。</p> <p>実施内容は、5・6年生ともに教科横断型問題が出題されており、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等となっております。</p> <p>アンケートも、児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力、好奇心等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等の内容となっております。</p> <p>中学生チャレンジテストにつきましては、大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るため、併せて、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供するために実施しております。</p> <p>また、本市では、129校の中学校と1校の義務教育学校を所管することから、各校の学習評価が公平・公正に実施され、かつ評価の妥当性や信頼性が一層担保される必要があるため、中学生チャレンジテスト（3年生）の結果から、個々の生徒の評定が教科ごとに適正な評定となるよう、全市の得点分布において評価基準を確認するとしております。</p> <p>教育委員会といたしましては、今後も「すくすくウォッチ」と中学生チャレンジテストの実施について大阪府教育委員会と連携してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当（初等・中学校教育グループ）電話：06-6208-9186

番号	(33)
項目	<p>小規模校の課題解決に留まらず、すべて生徒の学びの質と心のケアを保障し、個別最適な指導を可能にするため、少人数学級の教育効果を検証すること。そして、中学校での35人以下学級化を含めた市独自での更なる少人数学級の段階的实施を検討されたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。</p> <p>なお、文部科学省においては、公立中学校の学級編制の標準の引下げにより、令和8年度から中学校35人学級を実現することとしており、今後適切に対応して参ります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 総務部 学事課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9114</p>

番号	(34)
項目	同和教育推進校をはじめとする課題を有する学校に対して、その実態に即した教職員配置や課題に対応した人的措置を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>人的措置につきましては、各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 <span style="float: right;">電話：(06) 6208－9125</span>

番号	(35)
項目	<p>食物アレルギーの子どもへの対応や食教育の重要性から、すべての小中学校に栄養教諭を配置すること。また、栄養教諭の代替を教育職の講師として配置すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>小学校・中学校における栄養教諭は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「標準法」という。）に基づいて、学校給食単独実施校のうち、児童・生徒数 550 人以上につき 1 名、550 人未満は 4 校につき 1 名を定数として措置されております。なお、給食調理民間委託校においては、学校給食の円滑な実施に向け、栄養教諭又は事業担当主事（補）を 1 名配置しております。栄養教諭は、未配置校における食育推進のため、周辺校の巡回などを実施しております。栄養教諭の重要性は認識しておりますが「標準法」を超える栄養教職員の配置は困難な状況であり、今後とも国による教職員定数の改善の動向を注視しながら適切に対処してまいります。</p> <p>また、平成 29 年度の権限移譲後、栄養教諭の定数内や病気や出産等によって長期休業する栄養教諭の代替者については、栄養教諭免許所持者である講師を任用し、配置を行うこととしてきましたが、学校教育法等の関係法令の規定や他都市状況等を鑑みますと、本市でも栄養教諭の代替については、学校栄養職員とする必要が生じたため、新たに学校栄養職員の職を設置いたしました。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9121</p>

番号	(36)
項目	障がいのある園児が在籍している市立幼稚園に特別支援教育担当教諭を配置すること。また、すべての市立幼稚園に事務職員と管理作業員を配置し、更衣室を設置すること。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会としましては、特別な支援を要する幼児の割合（在籍率）が年々増加しており、幼稚園教員の負担等、様々な課題が生じている状況は十分に認識しております。</p> <p>教育委員会におけるこれまでの対応策としましては、平成28年度より、特別な支援を要する幼児の受け入れ、及び保育の充実を図るため、保育中の特別支援教育から、保育後の預かり保育までを担当する支援担当講師（フルタイム）を全園に配置しております。</p> <p>また、令和2年度より、特別な支援を要する幼児の状況や在籍数に応じて、「幼稚園介助サポーター」（以下「介助サポーター」という。）を配置しているところです。</p> <p>加えて、令和3年度より、各園の実情に応じて、特別支援加配講師（フルタイム）を3園で配置しております。</p> <p>今後も、特別な支援を要する幼児数の推移や園の実態を精緻に把握し、関係部局と連携を図りながら、介助サポーター等の配置に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>本市幼稚園におきましては、事務業務と教育環境整備をあわせて担うことのできる事業担当主事（補）の配置を進めております。国費の負担が無い中ではありますが、今年度は全幼稚園に1名の事業担当主事（補）もしくは校舎等施設維持管理補助員の配置を行っております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：(06) 6208-9125

番号	(37) ①
項目	<p>道徳教育の教科化に伴う以下の項目について回答されたい。</p> <p>指導が一方的な価値観や規範意識の押し付けにならないよう、教育委員会としての認識を示すこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>道徳教育は、「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」が目標であり、道徳科は、「道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てること」が目標となっております。</p> <p>特に、学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれらに関する諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが重要であると認識しております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(初等・中学校教育) 電話：06-6208-9186</p>

番号	(37) ②
項目	<p>道徳教育の教科化に伴う以下の項目について回答されたい。</p> <p>これまで大阪が培ってきた「人権教育教材集・資料」や「にんげん」等の教材を積極的に活用するよう指導すること。また、昨年度の道徳の時間における活用実績を明らかにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>道徳教育は、「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」が目標であると認識しております。</p> <p>特に、学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれらに関する諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが重要であると認識しております。</p> <p>また、学校教育法第34条に、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないとあります。さらに、第2項において、前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができることから、年間指導計画を立て、校長判断のもと、教科用図書の教材以外の教材を使用することができるものと考えております。</p> <p>令和6年度における「人権教育教材集・資料」の活用状況は、市全体で見たときに、小学校低学年では45.0%、高学年では42.9%、中学校では10.4%となっております。本教材は、教職員ポータルサイトに掲載し、すべての教員がいつでも活用できるようにしておりますが、今後も、さまざまな場を活用し、周知を図ってまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当（初等・中学校教育グループ）電話：06-6208-9186</p> <p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128</p>

番号	(38)													
項目	<p>大阪市は学校の健康診断記録のマイナンバー制度導入検討に対し、「子どもの個人情報コントロール権」を最優先する立場から、行政の利便性より、子どもの権利を優先すること。また、大阪市の子どもに関する施策におけるマイナンバー活用実態を示すこと。</p>													
<p>(回答)</p> <p>ご要望いただいております学校の健康診断記録におけるマイナンバー制度の導入については、引き続き、国の動向を注視してまいります。</p>														
<p>(下線部について回答)</p> <p>こども青少年局で所管する、マイナンバーを活用している事務は下記のとおりです。</p> <p>1.</p> <table border="1" data-bbox="204 891 1326 1290"> <tr><td>こども医療費助成事務</td></tr> <tr><td>ひとり親家庭医療費助成事務</td></tr> <tr><td>児童扶養手当事務</td></tr> <tr><td>児童福祉施設等への入所者に係る費用徴収金の徴収事務</td></tr> <tr><td>助産施設関係事務</td></tr> <tr><td>母子生活支援施設に関する事務</td></tr> <tr><td>母子父子寡婦福祉資金貸付事務</td></tr> <tr><td>ひとり親家庭等日常生活支援事業</td></tr> </table> <p>2.</p> <table border="1" data-bbox="204 1339 1326 1491"> <tr><td>①児童手当事務</td></tr> <tr><td>②妊産婦または乳幼児にかかる保健指導及び健康診査に関する事務</td></tr> <tr><td>③母子保健法による妊娠の届出に関する事務</td></tr> </table> <p>3.</p> <table border="1" data-bbox="204 1541 1326 1641"> <tr><td>子ども・子育て支援等事務</td></tr> <tr><td>子育てのための施設等利用給付関係事務</td></tr> </table>		こども医療費助成事務	ひとり親家庭医療費助成事務	児童扶養手当事務	児童福祉施設等への入所者に係る費用徴収金の徴収事務	助産施設関係事務	母子生活支援施設に関する事務	母子父子寡婦福祉資金貸付事務	ひとり親家庭等日常生活支援事業	①児童手当事務	②妊産婦または乳幼児にかかる保健指導及び健康診査に関する事務	③母子保健法による妊娠の届出に関する事務	子ども・子育て支援等事務	子育てのための施設等利用給付関係事務
こども医療費助成事務														
ひとり親家庭医療費助成事務														
児童扶養手当事務														
児童福祉施設等への入所者に係る費用徴収金の徴収事務														
助産施設関係事務														
母子生活支援施設に関する事務														
母子父子寡婦福祉資金貸付事務														
ひとり親家庭等日常生活支援事業														
①児童手当事務														
②妊産婦または乳幼児にかかる保健指導及び健康診査に関する事務														
③母子保健法による妊娠の届出に関する事務														
子ども・子育て支援等事務														
子育てのための施設等利用給付関係事務														
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141</p> <p>1：こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8035</p> <p>2：こども青少年局 子育て支援部 管理課（子育て支援グループ）①電話：06-6208-8111 こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健グループ）②③電話：06-6208-9966</p> <p>3：こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8037</p>													

番号	(39) ①
項目	<p>戦後 80 年を経て、戦争体験者が少なくなる中で、戦争の記憶を風化させず次世代へ正確に語り継ぐことは、教育行政における喫緊の課題である。以下の項目について回答されたい。</p> <p>『平和に関する指導の手引き（第 2 版）』の活用実態を明らかにされたい。戦後 80 年所感で示した、日本が戦争に突き進んだ歴史的経緯と背景と、そしてアジア太平洋地域等で侵した加害の歴史に真摯に向き合い、平和学習を推進すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>社会環境は急速に日々変化し、人々の価値観も多様化し、平和に関する見方も多様化していることから、教育委員会といたしましては、戦争体験の継承などによる戦争の非人間性の理解だけにとどまることなく、生命や人間の尊厳を理解し、民主主義を守るとともに人権を尊重し、非暴力によって争いを解決する能力を育成すること、さらに、相手を思いやる姿勢や文化への敬意、郷土を愛する心、環境保護、異なるものに対する理解と連帯、寛容の精神、多様性尊重の精神等を育成するよう努めてまいります。</p> <p>教育委員会といたしましては、各校に対して、大阪市教育振興基本計画に基づき、人権を尊重する教育の方針を設定するとともに、人権教育を計画的・組織的に実施すること等、人権教育の一層の深化・充実を図るよう指導に努めております。平成 30 年 10 月には「平和に関する指導の手引き」第 2 版を作成し、教職員ポータルサイトへの掲載により、すべての教職員が個々の端末から活用できるようにいたしました。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(初等・中学校教育) 電話 :06-6208-9186</p> <p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(人権・国際理解教育) 電話 :06-6208-8128</p>

番号	(39) ②
項目	<p>戦後 80 年を経て、戦争体験者が少なくなる中で、戦争の記憶を風化させず次世代へ正確に語り継ぐことは、教育行政における喫緊の課題である。以下の項目について回答されたい。</p> <p>世界情勢を踏まえ、外国にルーツがある子どものアイデンティティ否定や差別につながらないよう、反戦・平和学習の内容と指導を学校園で徹底すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>教育委員会としましては、「外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」を実施し、多様な価値観や文化を持つ子ども同士が互いの違いを認め合い、高め合うことができる多文化共生教育を推進し、取り組んでおります。</p> <p>平和学習は、戦争の悲惨さ、平和の大切さを次代に継承していくとともに、自分の命や他者の命を大切にすることにつながる大切な学習であるとの認識のもと、各校において、教科学習や特別活動等を通じて、平和に関する学習に取り組んでおります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(初等・中学校教育) 電話：06-6208-9186</p> <p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(人権・国際理解教育) 電話：06-6208-8128</p>

番号	(39) ③
項目	<p>「戦後 80 年を経て、戦争体験者が少なくなる中で、戦争の記憶を風化させず次世代へ正確に語り継ぐことは、教育行政における喫緊の課題である。以下の項目について回答されたい。</p> <p>「ピースおおさか」の展示内容について、当事者や研究者等の意見を反映するよう働きかけ、また平和教育を積極的に推進していくために、「ピースおおさか」への見学を学校園に働きかけること。</p>
<p>(回答)</p> <p>平和に関する指導にあたっては、児童生徒の発達段階を十分考慮し、学習指導要領の趣旨と内容に基づき、各校の特色を生かして創意工夫ある教育課程を編成し、計画的・系統的に取り組まれることが大切であると考えております。</p> <p>今後も、子どもたちが平和の大切さに触れる場を設けることができるよう、「ピースおおさか」の活用も含め、改めて各校へ指導してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(初等・中学校教育)電話：06-6208-9186

番号	(39) ④
項目	<p>戦後 80 年を経て、戦争体験者が少なくなる中で、戦争の記憶を風化させず次世代へ正確に語り継ぐことは、教育行政における喫緊の課題である。以下の項目について回答されたい。</p> <p>自衛隊の職場体験をおこなう学校の実態を明らかにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市における職場体験学習は、各校が地域の実情や教育的ねらいを踏まえて実施しているものであり、本市の教育方針に沿って協力いただける企業や団体など、さまざまな職場を対象としております。</p> <p>自衛隊での職場体験学習についても、一部の学校において、キャリア教育の一環として実施されている事例はあり、その体験先や内容については、各校が教育課程に基づき判断しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(初等・中学校教育) 電話：06-6208-9186

番号	(40)	
項目	<p>今後起こり得る大規模災害において、災害時の学校施設の避難所運営等では、福祉避難所の明確な指定、プライバシーを確保するための備品の備蓄計画、そして教育継続のための具体的な代替計画など、どのようにとりくむか明らかにすること。</p>	
<p>(回答)</p> <p>大阪市では福祉避難所の指定を進めており、令和7年11月21日時点で311箇所を指定しています。また法指定している福祉避難所については、ホームページにて一覧を公開しています。</p> <p>大阪市避難所運営にかかる備蓄計画に、パーティション(簡易テント)を備蓄することを定め、必要数の配備を進めています。</p> <p>そして、各校園が作成する「大規模災害時初期対応マニュアル」には、「学校再開までの対応」の項目があり、教員体制の確認や授業再開計画等の役割とそれぞれの担当者または担当分掌等を明記することとなっております。</p>		
担当	<p>危機管理室危機管理課 (防災計画グループ)</p> <p>危機管理室危機管理課 (減災対策グループ)</p> <p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(初等・中学校教育)</p>	<p>電話：06-6208-7385</p> <p>電話：06-6208-7380</p> <p>電話：06-6208-9186</p>